

幼稚園名 鈴鹿市立玉垣幼稚園

幼稚園長名 國分 由美子

学校感染症届出書 提出のお願い

学校において予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第19条に基づき、欠席ではなく「出席停止」となります。お子様が下記の感染症にかかったと思われる場合は、必ず医師の診断を受けてください。感染のおそれなくなり、登園できるようになりましたら、保護者の方が下記の必要事項を記入し園へ御提出ください。

これは、園における蔓延予防の対策でありますので御理解ください。

| 学校において予防すべき感染症 | |
|----------------|--|
| 第一種 | ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る） ⑪中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る） ⑫特定鳥インフルエンザ（血清亜型がH5N1,H7N9に限る） |
| 第二種 | ①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | ①コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎 ⑧その他の感染症 |

H27.1.21 施行

【インフルエンザの登園可能日】《幼稚園》

| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 |
|---------------|------|-----|------------------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 発症日 (発熱当日) | 発熱期間 | | | | | | | | |
| | | | 解熱しても 登園できません | | | | 登園可能 | | |
| | | | | | | | | | |

(学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間の基準より)

学校感染症届出書

(宛先) 鈴鹿市立玉垣幼稚園長 _____ 組 名前 _____

【病名】 _____ インフルエンザの場合 [A ・ B 型] ※受診した医療機関に確認してください

【療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【受診した医療機関名】 _____

令和 年 月 日

保護者名 _____

感染症とその出席停止期間（登園のめやす）

| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登園のめやす |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺，顎下腺，舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し，かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱，充血等の症状が出現した数日間 | 発熱，充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 充血，目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合，咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157，O26，O111等） | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合，トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく，また，5歳未満の子どもについては，2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。